

○新潟県中東福祉事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

昭和 56 年 3 月 9 日組合規則第 4 号

改正

昭和 61 年 1 月 20 日組合規則第 1 号

昭和 61 年 5 月 15 日組合規則第 2 号

昭和 61 年 8 月 30 日組合規則第 4 号

昭和 61 年 10 月 1 日組合規則第 6 号

平成 4 年 4 月 1 日組合規則第 2 号

平成 5 年 3 月 25 日組合規則第 1 号

平成 7 年 3 月 30 日組合規則第 2 号

平成 12 年 3 月 31 日組合規則第 6 号

平成 14 年 3 月 31 日組合規則第 1 号

平成 16 年 3 月 31 日組合規則第 3 号

平成 18 年 1 月 1 日組合規則第 7 号

平成 18 年 4 月 1 日組合規則第 20 号

平成 24 年 5 月 2 日組合規則第 4 号

平成 24 年 11 月 9 日組合規則第 7 号

(目的)

第 1 条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合職員の給与に関する条例（昭和 61 年組合条例第 6 号）第 2 条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第 2 条 五泉市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 18 年五泉市規則第 28 号）の規定を準用する。この場合、同規則中「市長」とあるを「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 1 月 20 日組合規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 60 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 61 年 5 月 15 日組合規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 61 年 8 月 30 日組合規則第 4 号）

この規則は、昭和 61 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 10 月 1 日組合規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日組合規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 25 日組合規則第 1 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 30 日組合規則第 2 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日組合規則第 6 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 31 日組合規則第 1 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日組合規則第 3 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 1 日組合規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日組合規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 2 日組合規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月 9 日組合規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。